モバイルい～カード　利用規約

（目的）

第1条　この規約は、伊予鉄道株式会社（以下「当社」という。）が、発行するICカード乗車券、及びICい～カード電子マネーを携帯電話により利用する場合（以下「モバイルい～カード」という。）の利用者に提供する携帯電話におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条　モバイルい～カードでのICカード乗車券、及びICい～カード電子マネーの取扱いについては、この規約の定めるところによる。

2 モバイルい～カードによる旅客の運送等については、「伊予鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則」（以下、「ICカード乗車券取扱規則」という。）、及び「一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）」、その他当社が別に定めるものによる。ただし、運賃の減算については、ICい～カード大人用と同じとする。

3 モバイルい～カードによる商品等の購入、又はサービス等の支払については、「伊予鉄道株式会社ICい～カード電子マネー利用規約」（以下、「ICい～カード電子マネー利用規約」という。）、その他当社が別に定めるものによる。

（用語の意義）

第3条　この規約における主な用語の意義は、次の各号に定めがない場合、ICカード乗車券取扱規則、一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）、及びICい～カード電子マネー利用規約に定めるとおりとする。

（1）「モバイルい～カード」とは、当社が発行するICカード乗車券、及びICい～カード電子マネーを携帯電話により利用するサービスのことをいう。

（2）「ICい～カード用携帯電話」とは、モバイルい～カードを利用するために必要な機能を備えることができる携帯電話の種類であり、当社がICカード乗車券、及びICい～カード電子マネーを利用することができると認定したもの。

（3）「利用者」とは、この規約に同意し、ICい～カード用携帯電話の保有者であって、モバイルい～カードを利用される方をいう。

（4）「加盟店」とは、当社とICい～カード電子マネー利用加盟店契約を締結し、モバイルい～カードの利用により、利用者に商品等を提供するものをいう。当社が、モバイルい～カードの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなす。

（5）「チャージ」とは、当社が定める方法でICい～カード用携帯電話にICい～カード電子マネーを積み増しすることをいう。

（6）「返還」とは、ICい～カード用携帯電話の機種変更等の際に、当社が利用者より一定期間預かった未使用残額を、利用者の代替機に戻すことをいう。

（7）「モバイルい～カード取引」とは、ICい～カード用携帯電話を利用して電子マネー取引等を行うことをいう。

（モバイルい～カードの利用の準備）

第4条　モバイルい～カードを利用するには、利用者は、利用者自身の費用と負担によってICい～カード用携帯電話を入手すること。

2 ICい～カード用携帯電話の品質又は欠陥に関する問題について、当社及び加盟店は自身に責がある場合を除き、その責任を負わない。それらの問題が生じた場合には、利用者が当該携帯電話の提供者との間でこれを解決すること。

3 利用者は、モバイルい～カードの利用を可能にするため、ICい～カード用携帯電話の操作を当社所定の取扱説明書等に記載された手続き及び手順に従い、利用者自身で実行すること。

（チャージ）

第5条　1，000円単位でチャージすることができる。ただし、残額が30，000円を超えることはできない。

2 ICい～カード電子マネーのチャージは、ICい～カード用携帯電話を使用した所定の方法により行うことができる。

3 前項の場合であっても、チャージ用機器の種類によっては、ICい～カード用携帯電話にチャージできない場合がある。

4 チャージは、利用者が所定の機器操作後、利用者のICい～カード用携帯電話にチャージに係る電子情報の全部が記録された時に成立する。

（未使用残額・利用履歴の確認）

第6条　モバイルい～カードの未使用残額及び利用履歴は、利用者がICい～カード用携帯電話にダウンロードしたソフトウェアの起動及び所定の操作によってICい～カード用携帯電話の画面上の表示で確認することができる。

2 モバイルい～カードの未使用残額及び利用履歴は、前項に掲げる表示以外にも、各端末等で確認することができる。

（モバイルい～カードの利用）

第7条　利用者は、当社が定める旅客運送等、及び加盟店に対する商品等の購入又はサービス等の支払に、この規約に従い、モバイルい～カードを使用することができる。

2 利用者のモバイルい～カードの利用は、次の各号に定めがない場合、ICカード乗車券取扱規則、一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）、及びICい～カード電子マネー利用規約に定める通りとする。

（1） 加盟店において支払いをするとき、当該加盟店が、加盟店用端末に利用者の支払金額を入力した後、利用者がICい～カード用携帯電話の定められた部分を加盟店端末の所定部分に接触させることにより同額のICい～カード電子マネーを加盟店端末に移転させて、その支払に充てる方法。

（2） 加盟店は、当社と加盟店との加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減することがある。

（モバイルい～カードが利用できない場合）

第8条　利用者は、以下の各号に定める場合においては、第7条に基づく利用ができないことがある。

（1） 利用者のICい～カード用携帯電話のモバイルい～カードに関するソフトウェア、又はICい～カード電子マネーが、変造又は不正に作成されたものである場合。

（2） システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
（3） システムの障害時、ICい～カード用携帯電話もしくは加盟店端末の破損、又は電磁的影響その他の事由によるICい～カード電子マネーの破損もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
（4） 利用者のICい～カード電子マネー又はICい～カード用携帯電話等に関する機器の使用が、この規約に違反、又は違反するおそれがある場合。またICカード乗車券取扱規則、一般乗合旅客自動車事業運送約款（ICカード乗車券用）、及びICい～カード電子マネー利用規約、その他当社が別に定めるものに従って無効となり回収された場合。
（5） その他やむを得ない事由のある場合。

（機種変更）
第9条　ICい～カード用携帯電話の機種変更をする場合で、当社所定の手続きによりサービス登録を行う利用者は、この規約の定めるところにより、当社に一定期間内に限りICい～カード電子マネーを預け、初期設定済み代替機にICい～カード電子マネーを返還させることができる。
2 前項のお預け額は、次の金額とする。
（1） 最小お預け額　所定の手数料の額より1円以上の額。（201円）
（2） 最大お預け額　30，000円
3 当社は、当社所定の手続きにより、ICい～カード用携帯電話の機種変更終了後、手数料を控除の上、お預かりしたICい～カード電子マネーを利用者に返還する。この場合、手数料として1回につき200円を収受する。
4 第1項のお預け及び前項の返還については、利用者自身がICい～カード用携帯電話で所定の操作を行うものとする。

（紛失等による使用不能）
第10条　ICい～カード用携帯電話の紛失、盗難等による未使用のICい～カード電子マネーの紛失、又は第三者による不正使用による損害が生じた場合、当社及び加盟店は、その責任を負わない。
2 前項の場合であって、当社所定の手続きにより紛失登録を行う利用者は、当社所定の手数料を支払った場合に限り、当社所定の方法によって、使用停止手続日を除く3日目以降に払い戻しできるものとする。この場合、手数料として1回につき210円を収受する。
3 紛失登録を実施したICい～カード用携帯電話は、以後モバイルい～カードとして利用することはできない。ただし、紛失登録後、当該携帯電話が発見された場合は、当社所定の手続きにより、再度お客様登録をすれば利用することができる。

（破損等による使用不能）
第11条　ICい～カード用携帯電話に搭載された当社が認定する非接触ICの破損等により、ICい～カード用携帯電話に記録されたICい～カード電子マネーのデータの読み取り又は書き込みが不可能となった場合には、当該携帯電話はモバイルい～カードとして利用することはできない。
2 前項の場合で、当社所定の手数料を支払った場合に限り、当社所定の方法によって、使用停止手続日を除く3日目以降に払い戻しできるものとする。この場合、手数料として1回につき210円を収受する。
3 第1項及び前項の場合であっても、利用者の故意による場合はこの限りではない。

（払い戻し）

第12条　モバイルい～カードのICい～カード電子マネーは、第10条第2項、前条第2項、本条第2項、第13条第2項、第15条第4項に定める場合に限り、当社所定の手続きにより払い戻しを行い、その他の場合には払い戻しすることができない。

2 次の各号に掲げる事由があるときは、利用者は、当社に対し所定の方法により、利用者のICい～カード用携帯電話に記録されたICい～カード電子マネーの金額を届け出ること。

（1） 法令によりICい～カード電子マネーの払い戻しをするべきとき。

（2） 当社がやむを得ないと認める相当の事由があるとき。

3 当社は、前項による払い戻しを申し出た利用者が正当なICい～カード用携帯電話の所持者であることが確認できない場合には、払い戻しを行わない。

4 本条第2項による正当な払い戻しの届出があった場合、当社はICい～カード用携帯電話に記録されたICい～カード電子マネーの未使用残額を確認し、当社所定の方法によりこれを払い戻しする。

5 払い戻しに伴う手数料の取扱いは、次の通りとする。

（1） 手数料を申し受ける場合

第2項第(2)号の場合で、利用者の責に帰すべき事由、その他利用者側の事情によるとき。

（2） 手数料を申し受けない場合

第2項に掲げる場合であって、前号以外のとき。

6 払い戻しを行ったICい～カード用携帯電話を再度モバイルい～カードとして利用するには、当社所定の手続きにより、再度お客様登録をしなければならない。

（利用者によるモバイルい～カード取引の解約）

第13条　利用者が、モバイルい～カード取引を解約する場合は、利用者は当社所定の方法によって行う。

2 前項の場合、当社は、利用者が当社所定の手続きに従って申し込み、当社所定の手数料を支払った場合に限り、当社所定の方法によって確認したICい～カード電子マネーの未使用残額を払い戻しする。この場合、手数料として1回につき210円を収受する。

3 第1項の場合、利用者は当社の指示する方法に従い、ICい～カード用携帯電話のモバイルい～カードの利用停止のために機器の操作を行うこと。

4 利用者が前項により、ICい～カード携帯電話のモバイルい～カードの利用停止の機器の操作を完了した場合、当該ICい～カード用携帯電話を再度モバイルい～カードとして利用するには、当社所定の手続きにより、再度お客様登録をしなければならない。

（モバイルい～カード取引の解約告知）

第14条　利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、本規約に基づくモバイルい～カードの利用に関する契約について、事前の通知又は催告を要することなく解約の告知をすることができる。この場合、当該利用者は、事後、モバイルい～カードを利用することができない。

（1） 本規約に違反したとき

（2） 利用者のモバイルい～カード利用状況等に照らした相当の事由により、モバイルい～カードの利用者として不相当と当社が判断したとき。

（モバイルい～カード取引の終了）

第15条　当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、当該ICい～カード用携帯電話の携帯電話事業者、又は当社のやむを得ない事情等により、モバイルい～カードの取引を終了させ、その取扱いを終了することがある。

２ 前項の場合、当社は、知れたる利用者に対して当社所定の方法で事前に通知をするとともに、ホームページ等への掲載その他の方法により、その事実及びICい～カード電子マネーの払い戻し方法を表示する。

３ 前項の場合、当社は、一定の払い戻し期間を設けるとともに、その期間経過後は、払い戻しを行わないことにすることができる。

４ 利用者は、前項の通知を受けたときは速やかに未使用のICい～カード電子マネーについて第12条による払い戻し手続きを行うものとする。

（制限責任）

第16条　モバイルい～カードを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益又は損害については、当社及び加盟店は、その責任を負わないものとする。

（規約の変更）

第17条　当社は、本規約を変更することができるものとする。

２ 本規約を変更する場合、当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとする。当該告知後、利用者がモバイルい～カードサービスを使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

３ 当社は、この規約に定めのないホームページ等で定めた詳細事項の変更については、前項の手続きを取ることなく変更することがある。

附則　この規約は、平成17年8月23日から施行する。

平成26年4月1日　一部改訂